

# 農業委員会委員5人を選任

町長が長島町農業委員会委員5人を選任（※）しました。これにともない3月25日に農業委員会総会が開かれ、会長に山口正成氏、会長代理に田淵健氏が就任しました。町長が選任した委員を紹介します。



福寄勝行 (土地改良区推薦)  
64歳・川床上



濱畑順一 (農業共済組合推薦)  
68歳・小浜



阿多靖直 (農業協同組合推薦)  
63歳・川床上



脇田恵子 (議会推薦)  
55歳・蔵之元



市尾水代 (議会推薦)  
46歳・菅牟田

## ※選任による委員

農業委員会等に関する法律で、町長は選挙による委員のほかに、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した人と、議会が推薦した学識経験者を委員として選任することが定められています。

## 農業委員会はこんな仕事をしています

- ① 優良農地の確保と有効利用
  - ・農地法にもとづく許認可
  - ・遊休農地の解消
  - ・農地基本台帳による情報等の一元管理
- ② 認定農業者等への農地の利用集積、経営改善の支援
  - ・農地の利用調整、あつせんを行います。
- ③ 農業者の声を積み上げた意見の公表、行政への建議、諮問答申
- ・認定農業者や営農組織などとの意見を交換し、行政へ建議等
- ④ 地域の世話役、農家の相談相手
  - ・後継者育成や資金、税金、農地の売買・貸借などの相談
- ⑤ 農業者年金制度の普及と定着
  - ・農業者年金の周知徹底や加入促進
- ⑥ 農業・農業者に関する情報提供
  - ・全国農業新聞、全国農業図書、などによる情報提供

## 無断転用には厳しい罰則

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、現状回復などを命じることができます。



無断転用した人は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処されます。また、現状回復命令に違反した人は、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

# なくそう! 農地の無断転用

## 農地転用とは?

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅や工場、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

